

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. みんなでつくった小さな宿のん（以下、当宿）が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当宿が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

1. 当宿に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名及び代表者の住所・連絡先
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻、人数、年齢区分
 - (3) その他当宿が必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当宿が前条の申し込みを承諾した旨を、宿泊者へ通知したときに成立するものとします。ただし、当宿が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 当宿が前項の通知を送ったにもかかわらず、宿泊者の故意又は過失でこの通知を受け取れなかったときも、宿泊契約は成立したものとします。この場合は、状況に応じ、第5条第2項の規定により違約金を申し受けることがあります。
3. 当宿の過失により前項の通知が送られなかった場合の対応は第4条の規定に準じます。
4. 当宿は、前各項に定めるほか、宿泊契約の成立に関して、状況に応じ特約を定めることができるものとします。

第4条 宿泊契約締結の拒否及び当宿の契約解除権

1. 当宿は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結を拒否、又はに宿泊契約を解除できるものとします。
 - (1) 宿泊の申込みまたは宿泊契約が、この宿泊約款及び利用規則に違反したとき。
 - (2) 満室により客室の提供ができないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び暴力団排除に関する条例に定める暴力団、もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。
 - (5) 宿泊者が、当宿の従業員、住人及び近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動があるとき。もしくは寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずらなど、火災予防・防火に支障を及ぼす行為または当宿の運営を阻害するおそれがあるとき。
 - (6) 宿泊に関し、社会通念上相当な範囲を超えるサービスその他の負担を求められたとき。
 - (7) 危険物(石油類等)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者及び災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなどの事由のあるとき。
 - (11) その他、各種法令または条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。
2. 当宿が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第5条 宿泊者の契約解除権

1. 宿泊者は、当宿に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当宿は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当宿は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日当日の午後21時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条 宿泊の登録

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当施設において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年令、住所、連絡先
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテル(館)が必要と認める事項

第7条 客室の使用時間

1. 宿泊者が当宿の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当宿は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

第8条 利用規則の遵守

1. 宿泊者は、当宿内においては、当宿が定める宿泊約款及び利用規則に従っていただきます。

第9条 料金の支払い

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 当宿が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第10条 当宿の責任

当宿は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第11条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当宿は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当宿は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第12条 寄託物等の取扱い

1. 当宿では寄託物等の取扱いは原則としてしないものとします。
2. 宿泊者が当館内に持ち込んだ物品又は現金並びに、貴重品に関しては当宿の故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当館は責任を負いません

第13条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当宿に到着した場合は、その到着前に当宿が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当宿に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当宿の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第14条 駐車の問題

宿泊者が当宿の駐車スペースをご利用になる場合、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、当宿の故意又は過失によって車両に損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。宿泊者の故意又は過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊者は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。

第15条 宿泊者の責任

宿泊者の故意又は過失により当宿が損害を被ったときは、当該宿泊者は当宿に対し、その損害を賠償していただきます。

第16条 約款の改定

この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第9条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1 基本宿泊料
	追加料金	2 宿泊以外の付加サービス利用料 (藍染体験料等)
	税金	イ 消費税

備考) 基本宿泊料は公式ウェブサイトに掲載する料金表によります。

別表第2 違約金(第5条第2項関係)

契約解除の通知 を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	5日前
基本宿泊料に対する 違約金の比率	100%	100%	80%	50%	20%

注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

利用規約

当宿では、安全と快適性、また公共性を維持するため、宿泊者には宿泊約款と併せて、下記の

の規則をお守りいただくことになっております。この規則をお守りいただけないときは、宿泊約款第4条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

1. 施設内は「全面禁煙」となっております。
2. 当施設は静かな集落内に建つ木造の施設になりますので、近隣住民に迷惑となるような、高吟放歌や喧噪な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたりなさないこと。
3. 発火又は引火しやすいもの、宿の衛生の妨げとなるもの、各種法令または条例等で所持が禁止されているものの持ち込みはしないこと。
4. 建物や備品等の持ち帰り、移動、本来の用途以外での使用、及び故意に損なう行為をしないこと。
5. 立ち入り禁止の場所へ入らないこと。
6. 当宿の許可無く、営利を目的とした活動をなさないこと。
7. 宿の建物や備品等が何らかの理由で汚れたり破損した場合は、その保全のため、できる限り早めにお知らせください。